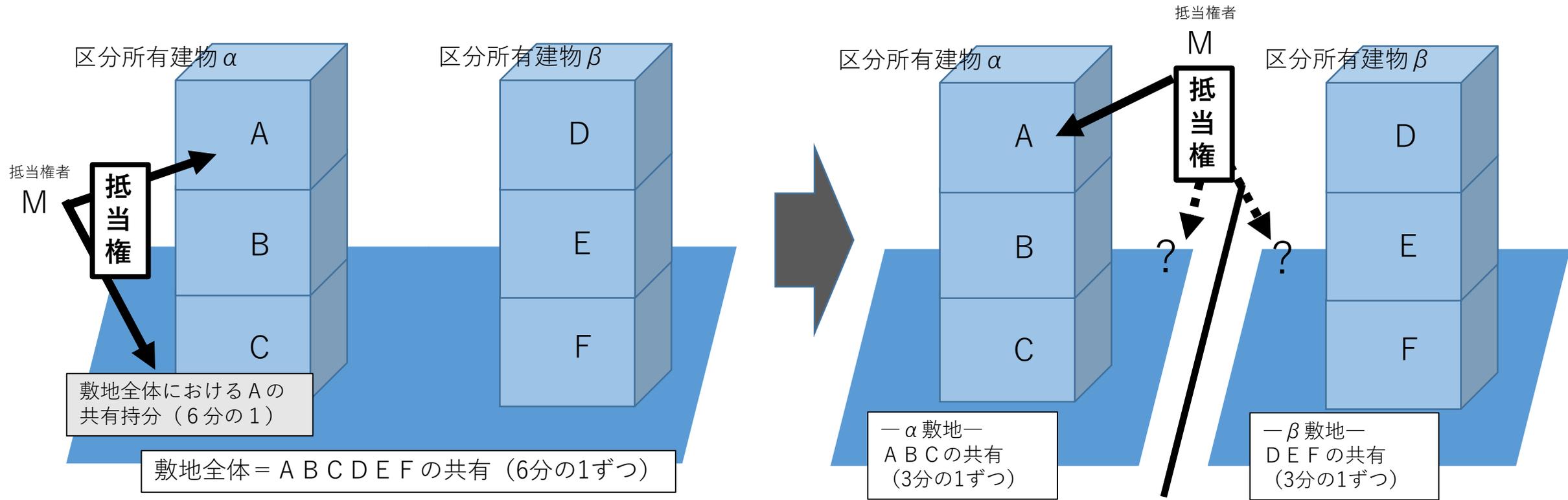


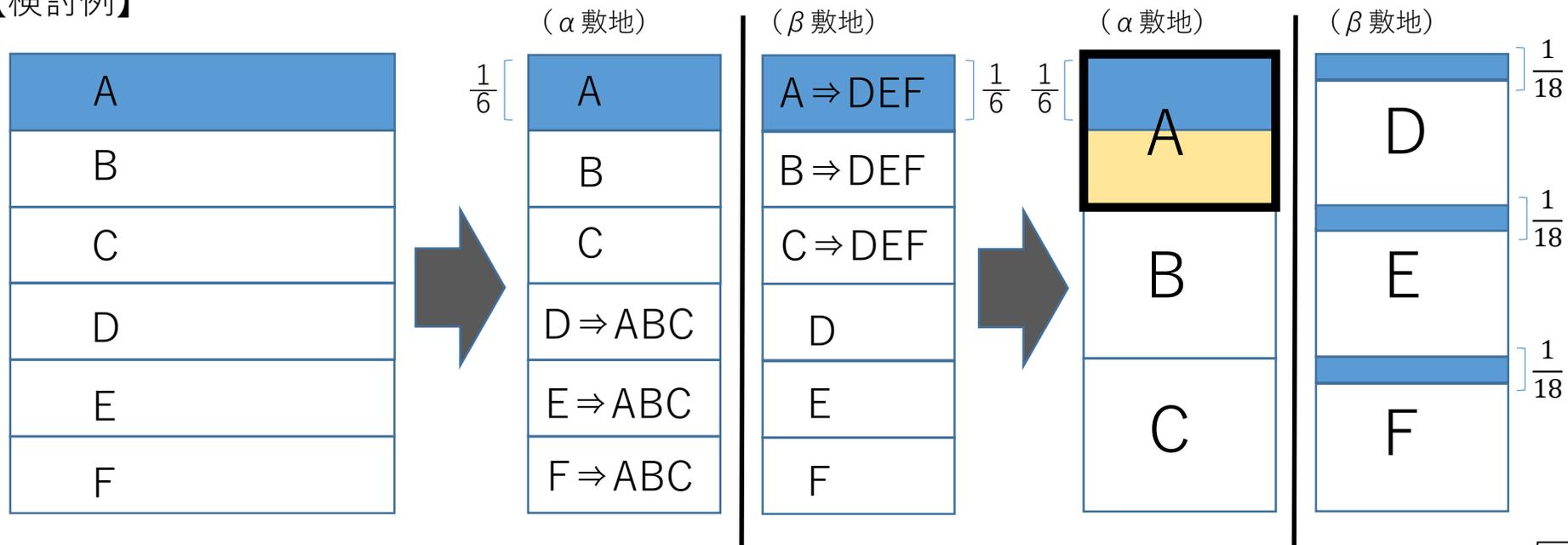
【検討例】

1. 団地内に区分所有建物 α （区分所有者A B C）と区分所有建物 β （区分所有者D E F）があり、団地の敷地全体をA～Fの6名が共有している（持分6分の1ずつ）。
2. Aは、専有部分と敷地利用権（団地の敷地の共有持分）に抵当権を設定している。
3. 団地の敷地を区分所有建物 α と β の各敷地に分割した（ α 建物の敷地〔 α 敷地〕につきA B Cが持分3分の1ずつ、 β 建物の敷地〔 β 敷地〕につきD E Fが持分3分の1ずつ取得）。

➡ Aの団地の敷地の共有持分に設定された抵当権はどのように取り扱われるか？



【検討例】



β 敷地のDEFの持分（各3分の1）に、各18分の1（Aの元の持分）の限度で、Aの設定した抵当権が存続？

（※青色部分が抵当権が存する部分）

（前提となる考え方）

A Bの2名が等しい持分で共有する甲土地のAの持分に抵当権が設定されていた場合において、甲土地が現物分割されたときは、**A Bそれぞれが取得する各区画部分（乙土地、丙土地）上に、Aの元の持分割合（2分の1）に応じて存続**する。（大判昭和17年4月24日・民集21巻447頁参照）

